認定個人情報保護団体の認定について

令和3年1月8日に特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構から個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされた。

同申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 7 号)に基づき審査した結果(別添 1 及び 2)、法第 49 条 各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

- 1 申請団体の概要
- (1) 名称

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

(2) 所在地

東京都千代田区神田駿河台 1-2 書店会館 4階

(3)代表者

理事長 竹花 豊

(4)団体の目的

広く一般市民を対象として、万引犯罪の防止に関する調査研究、教育研修事業等を行うことによって、正しい消費者を保護し、健全な買物環境を確保するとともに、青少年の万引犯罪への関与を防止し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(5)会員数(令和3年1月8日現在)

154 団体・個人

団体会員:101社

賛助会員:4社(うち個人2名)

個人会員:49名

(6) 対象事業者(申請時点で同意している者)

11 社

2 認定通知文書 (別添3)

申請団体に対し、法第 47 条第 1 項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3 登録免許税納付通知書 (別添4)

申請団体に対し、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第2条に基づき 認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第24条第2項 に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

提出しなければならない書類	提出された書類
〇政令第19条第1項	• 認定個人情報保護団体認定申請
次に掲げる事項を記載した申請書	書
一 名称及び住所並びに代表者又は管	
理人の氏名	
二 認定の申請に係る業務を行おうと	
する事務所の所在地	
三 認定の申請に係る業務の概要「(対	
象事業者が取り扱う情報が個人情	
報又は匿名加工情報のいずれであ	
るかの別を含む。」	
〇政令第 19 条第 2 項第一号	· 特定非営利活動法人全国万引犯
定款、寄附行為その他の基本約款	罪防止機構定款
〇政令第 19 条第 2 項第二号	・ 認定を受けようとする者が個人
認定を受けようとする者が法第48条各	情報の保護に関する法律第48
号の規定に該当しないことを誓約する	条各号の規定に該当しないこと
書面	を誓約する書面
〇政令第 19 条第 2 項第三号	• 全国万引犯罪防止機構 認定個人
認定の申請に係る業務の実施の方法を	情報保護団体 業務実施規程
記載した書類	• 全国万引犯罪防止機構 研修業務
	等規則
	• 全国万引犯罪防止機構 個人情報
	の苦情処理に係る対応規則
	• 全国万引犯罪防止機構 認定業務
	監査規程
〇政令第 19 条第 2 項第四号	• 全国万引犯罪防止機構 組織図
認定の申請に係る業務を適正かつ確実	個人情報に係る取り組み実績
に行うに足りる知識及び能力を有する	
ことを明らかにする書類	

担山し かけわげかこ かい事料	担中イヤナ 事料
提出しなければならない書類	提出された書類
〇政令第19条第2項第五号	· 全国万引犯罪防止機構 事業報告
最近の事業年度における事業報告書、	書(2019 年度)
貸借対照表、収支決算書、財産目録その	• 全国万引犯罪防止機構 貸借対照
他の経理的基礎を有することを明らか	表(2019 年度)
にする書類(申請の日の属する事業年	· 全国万引犯罪防止機構 活動計算
度に設立された法人にあっては、その	書(2019 年度)
設立時における財産目録)	• 全国万引犯罪防止機構 財産目録
	(2019 年度)
	• 全国万引犯罪防止機構 事業報告
	書(2018 年度)
	• 全国万引犯罪防止機構 貸借対照
	表(2018 年度)
	• 全国万引犯罪防止機構 活動計算
	書(2018 年度)
	• 全国万引犯罪防止機構 財産目録
	(2018 年度)
	• 全国万引犯罪防止機構 資金収支
	見込計算書(3年分)
〇政令第 19 条第 2 項第六号	· 特定非営利活動法人全国万引犯
役員の氏名、住所及び略歴を記載した	罪防止機構 役職者略歴
書類	
〇政令第 19 条第 2 項第七号	• 全国万引犯罪防止機構認定個人
対象事業者の氏名又は名称を記載した	情報保護団体対象事業者リスト
書類及び当該対象事業者が認定を受け	(候補者一覧)
ようとする者の構成員であること又は	· 全国万引犯罪防止機構会員一覧
認定の申請に係る業務の対象となるこ	
とについて同意した者であることを証	
する書類	
○政令第 19 条第 2 項第八号	• 特定非営利活動法人全国万引犯
認定の申請に係る業務以外の業務を行	罪防止機構定款
っている場合は、その業務の種類及び	• 特定非営利活動法人全国万引犯
概要を記載した書類	罪防止機構 2020年度通常総会
	議案書
○政令第 19 条第 2 項第九号	万引防止に取り組む万防機構活
その他参考となる事項を記載した書類	動のご案内
してにショニのサテスと旧典した自然	243 T 2 7 T 1

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

認定の基準	結果	事由					
一 法第49条第1号関係	一 法第49条第1号関係						
(1)認定業務を行う組織及びその 運営について明確かつ合理的に定め られており、次のいずれにも適合する ものであること。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程において認定業 務を行う組織及び運営に ついて規定されている。					
① 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供 する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第6条において 規定されている。					
② 認定業務の実施状況について、 少なくとも、年1回、個人情報保護 委員会に報告することとしている こと。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第8条において 規定されている。					
(2) 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。							
① 当事者の一方に偏することなく 公平に業務が実施される体制が確 保されていること。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第7条第1項、 全国万引犯罪防止機構個 人情報の苦情処理に係る 対応規則第1条及び全国 万引犯罪防止機構認定業 務監査規程第1条におい て規定されている。					
② 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第14条第4項に おいて規定されている。					
③ 苦情の処理について公正な第三 者の意見を踏まえることができる 体制が整備されていること。	適合	全国万引犯罪防止機構個 人情報の苦情処理に係る 対応規則第10条において 規定されている。					

認定の基準	結果	事由
(3)対象事業者に対する情報の提供 の方法について、次のいずれにも適合 するものであること。		
① 情報の提供の目的が、対象事業 者の個人情報等の適正な取扱いを 確保するために必要なものである こと。	適合	全国万引犯罪防止機構研修業務等規則第2条及び第4条第2項において規定されている。
② 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	全国万引犯罪防止機構研修業務等規則第4条各項において規定されている。
(4)法第47条第1項第3号に規定 する業務について、次のいずれにも適 合するものであること。		
① 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応(個人情報保護委員会への報告を含む)が適正かつ明確に定められていること。	適合	全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第15条、第16条 及び第17条において規定 されている。
② その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	全国万引犯罪防止機構研 修業務等規則第2条にお いて規定されている。
③ その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	全国万引犯罪防止機構研修業務等規則第5条各項 において規定されている。
二 法第49条第2号関係	<u> </u>	
(1)認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること。	適合	全国万引犯罪防止機構組 織図において認められ、また、全国万引犯罪防止機構 認定個人情報保護団体業 務実施規程第5条各項に おいて規定されている。
(2)認定業務を適正かつ確実に行う ために必要かつ適切な人員等を整備 していること。	適合	全国万引犯罪防止機構組 織図及び認定組織の責任 者の氏名役職と経歴等に おいて認められ、また、

	認定の基準	結果	事由
			全国万引犯罪防止機構認 定個人情報保護団体業務 実施規程第5条各項にお いて規定されている。
	(3)認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	過去2年度は連続して黒 字決算であり、また、認定 事業を実施する3年程度 に見積もの見込みも 堅実に見積もことから、認 と認められることから、認 定業のとが可能な程度に 経営状態が良好であると 認められる。
	(4)債務超過の状態にないこと。	適合	過去2年度の貸借対照表 において、債務超過の状態 にない。
15	三 法第49条第3号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うこと こよって 認定の申請に係る業務が不公 ことであるおそれがないこと。	適合	認定申請に係る業務以外にも、万引き犯罪に係る調査研究、建議・提言、啓発活動等を行っているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがない。

個情第号令和3年月日

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構理事長 竹花 豊 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和3年1月8日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第47条第1項の規定に基づき、 月日付で認定する。

個情第 号 令和3年 月 日

登録免許税納付通知書

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 理事長 竹花 豊 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延 滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を 含む)) 又は麹町税務署
- 3 納付期限 令和3年 月 日 (登録免許税領収証書届出書提出期限)